

# community

—とくに公共スポーツ施設—

神 文 雄

近年の社会の変貌は経済の成長とともに著しいものがあり、産業構造や地域構造の変化をとおして、生活の場にまでもかなりの影響を及ぼしている。具体的には、生活圏の拡大、都市化や過疎現象の進行などにも代表されよう。そしてそれは生活を豊かにする基礎的諸条件の欠如を指摘し、また農村の共同体的性格や都市の隣保組織までが、新しい生活の場に対して適応性を欠くことをも明らかにしている。このような現状から、国民生活優先の原則を重んじて、失われゆく地域の連帯感を盛り上げ、明るく豊かな住みよい地域を目指すための community づくりの運動もまた強く叫ばれている昨今である。<sup>(註1)</sup>

(community の概念)<sup>(1)</sup> 生活の場で、市民としての自主性と責任を自覚した個人、家庭を構成主体とし、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団。古い地域共同体と違い、住民の自主性と責任にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団である。(現代的意義)<sup>(2)</sup> community は古い要求自治的意識を一掃し、正しい自主的責任体制にもとづく主張の場となり、日常生活のよりどころとなって、現代文明社会における人間性回復のとりでとして機能を確立しなければならない。

community づくりの新しい構想は<sup>(註2)</sup>、すでにいくつか打ち出されている。社会生活の pattern が次第に市町村の区域よりも、より広域な範囲における中心都市を核として、中心指向型の community を形成しはじめ、行政においても、これら広域生活圏における需要に対応する必要が生じてきた結果でもある。岡山県下では、とくに県南の人口集積地区に対しては、東瀬戸広域経済圏の中核として、また県北を中心とする人口の過疎地域に対しては、地域の特性に応じた方向を示し、現時点では、community における経済・社会生活などを中心とした七圏域を設定している。<sup>(註3)</sup>

さて本論では、まず施設の現状を明らかにして問題を提起し、つぎに新しい構想とその動向をまとめ、最後に問題点を探り出すものである。

## I 問題の提起

community における余暇対策の方向の一つに、余暇活動の開発<sup>(註4)</sup>があげられている。スポーツ<sup>(註5)</sup>はその主たる内容であり、その実践にあたっては施設を不可欠の要因とする。ここに施設の整備・拡充はいまや、国家的規模において行なわれなければならない時機に立ち至っているのである。とくに適切なる管理、運営を伴う公共施設<sup>(註6)</sup>が強く期待されるわけである。この点については、文部省体育局<sup>(註7)</sup>や岡山県教育委員会<sup>(註8)</sup>の努力も高く評価しなければならない。そして単なるスポーツの次元としてのみではなく、新しい都市計画にも関連するものであり、総合的な地域開発<sup>(3)</sup>の計画のなかで、充分検討されるべき性格のものである。このような立場から、はじめに岡山県下のスポーツ施設の実態を明らかにするものである。

### (1) 岡山県のスポーツ施設

41種類の施設が、学校、職場、民間、公共の設置者別に存在する。学校がその中心であることは間違いのない事実であり、つづいては職場の占める比率が高く、民間と公共はかなり見劣りがする。機能の分化していない運動広場は別として、体育館、プール、バレーボールやテニ

スのコート、卓球場が多い。つづいては、野球場、バスケットボールコート、すもう場、柔道場、剣道場があげられる。前記の第1群は主として教育課程に基づく学校体育の種目にほぼ該当し、第2群は格技系統といえよう。ほかの種目の施設は全体としてきわめて少ないのが実状である。

#### ◎ 設置者別

##### ○ 学校施設

小学校はほぼ種類に限定され、中心は運動広場である。ついでは体育館があげられるが、その数は運動広場の半数にも満たない。プールは3校に1校ていどの割合で設置されており、それ以外は殆んど無視してよいほどの数である。中学校になるとバレーボール、テニスのコートがかなり現われてくるなど、教育課程にもとづく種目の整備が目立ってくる。高等学校では種類が18と機能の分化は進んでいるものの、プールに関しては、小・中学校に比べて設置率が極端に低い。

##### ○ 職場の施設

バレーボールとテニスのコート、そして卓球場に大部分が集中し、野球場、運動広場がこれにつづき、それ以外はほとんどみられない。職場の規模が大きいほど、施設の整備が進んでいるが、地域との関連はあまりないようだ。

##### ○ 民間の施設

バラエティに富んで28種類を数えるが、絶対量としてはきわめて少なく、営利と非営利とに明瞭に区別されるのが大きな特色である。営利施設は17、非営利施設は23の種類にまたがり、その内容は海の家が他を圧して多く、他には卓球場、キャンプ場、海水浴場などがある。

##### ○ 公共の施設

自然を生かしたハイキングやサイクリングのコース、キャンプ場などを別とすれば、県下の施設中、わずかに野球場、プール、テニスやバレーボールのコートにその比率が云々できるていどのさびしい現状にある。

#### ◎ 種別施設

陸上競技場は学校に多く、職場や公共の施設にもあるがその比率は低い。野球場は職場、プールは学校が中心になる。テニスとバレーボールのコートは学校と職場に、体育館は学校以外ではわずかに14ヶ所で、職場と公共にかぎられる。卓球場と柔道場は過半数が職場で、学校と民間がこれにつづいている。

野外活動の施設としては、海の家、山の家、キャンプ場、ハイキングとサイクリングのコースがある。海の家は民間と職場だけに、山の家は学校を除いてすべてにあるが、絶対量としては少なく、とくに職場に集中している。キャンプ場は民間に多く、ハイキングコースやサイクリングコースは公共中心である。

#### (2) 公共施設

公共施設の特徴は、格技系統と教育課程には入らない、いわゆる社会体育に関連する種目の比率が大きいことである。設置者別にみれば、県下10市70町村中、なんと3市55町村は全然施設を所有していないという、論議以前の段階にある。加えて、施設があるといっても、10町村はただの1ヶ所ということからして、施設の問題について云々……出来るのは、岡山、倉敷の両市と旧三石町を含んだ備前市などにしかすぎない状態である。

また県立の施設はすべて岡山市に集まり、弓道場とキャンプ場を除いては、国民体育大会の主競技場であった総合グラウンドに固まっていることを見落すことは出来ない。

設立の時期、そして動機・目的などからみれば、戦前に設けられたものは格技関係にその数

表1 岡山県の体育・スポーツ施設（神・調）

施設の種別	設置者	合 計	公 共	%	学 校	職 場	民 間
1. 陸 上 競 技 場		20	3	15.0	11	5	1
2. 野 球 場		57	9	15.8	10	36	2
3. 球 技 場		9	4	44.4	2	2	1
4. 運 動 広 場		853	7	0.8	786	55	5
5. バレーボール場(屋外)		249	6	2.4	133	108	2
6. 庭 球 場(屋外)		213	8	3.8	112	91	2
7. バスケットボール場(屋外)		60	—	—	53	6	1
8. す も う 場(屋外)		40	4	10.0	31	5	—
9. 体 育 館		409	3	0.01	396	10	—
10. 柔 道 場		48	4	8.3	33	8	3
11. 剣 道 場		29	3	10.3	18	6	2
12. 柔 剣 道 場		23	2	8.7	16	4	1
13. 弓 道 場		25	2	4.0	12	11	—
14. アーチェリー射場		1	—	—	—	1	—
15. 卓 球 場		160	—	—	56	104	—
16. レスリング場		2	—	—	1	—	—
17. ボクシング場		2	—	—	1	—	1
18. トレーニング場		2	—	—	2	—	—
19. ボーリング場		—	—	—	—	—	—
20. アイススケート場(屋内)		3	—	—	—	—	3
21. ローラースケート場(屋外)		2	1	—	—	1	—
22. 水 永 プール(屋内)		7	—	—	6	1	—
23. 水 永 プール(屋外)		228	11	4.8	205	7	5
24. キャンプ場		12	6	50.0	—	3	3
25. スキー場		1	—	—	—	—	1
26. 山 の 家		15	1	—	—	13	—
27. 海 の 家		21	—	—	—	20	1
28. 海 水 浴 場		4	—	—	—	—	4
29. 河 川・湖沼等の遊永場		69	—	—	64	4	1
30. 射 撃 場 (クレ-)		3	1	33.3	—	—	2
31. 漕 艇 場		1	—	—	—	1	—
32. ヨ ッ ト 場		2	1	50.0	—	1	—
33. ゴ ル フ 場		5	—	—	—	4	1
34. ゴ ル フ 練 習 場		2	—	—	—	—	2
35. 馬 場		1	—	—	1	—	—
36. ハイキングコース		15	13	86.7	—	—	2
37. サイクリングコース		7	6	85.7	—	—	1
38. 空 手 道 場		1	—	—	—	1	—
39. 少 林 寺 拳 法 道 場		1	—	—	—	1	—
40. 自 転 車		1	—	—	—	—	1
41. バッティングセンター		1	—	—	—	—	1

表2 市町村別公共施設(神・調)

市町村名 施設名	合計	岡山市(県立)	岡山市(市立)	倉敷市	藤田村	山陽町	瀬戸町	備前市	鴨方町	船穂町	総社市	玉野市	津山市	加茂町	柵原町	久米南町	久世町	大原町	東粟倉村	西粟倉村	高梁市	芳井町	里庄町	美星町	
陸上競技場	3	1					1					1													
野球場	9	2	1	3						1			1				1								
球技場	4	1											3												
運動広場	7	1	3			1		1							1										
バレーボールコート	6	1	1	1	1		1	1																	
テニスコート	8	2	3	1			1	1																	
プール(屋外)	11	1	4	2				1					1	1						1					
体育館	3	1						1				1													
相撲場	4		1	1							1		1												
柔道場	4		1			1					1											1			
剣道場	3					1					1							1							
柔剣道場	2		1																					1	
弓道場	2	1	1																						
キャンプ場	6	1									1					1			1			1			1
山の家	1																		1						
ハイキングコース	13						1	4			1	1			4	1					1				
サイクリングコース	6							6																	
ヨット	1											1													
射撃場	1																					1			

表3 設置の時期および動機・目的(1) (神・調)

1. 陸上競技場

A	32	国体に関係
B	37	国体に関係
C	38	体育振興

2. 野球場

A	26	
B	31	国体に関係
C	37	国体に関係
D	24	青少年育成
E	37	国体に関係
F	42	体育振興
G	45	体育振興
H	33	体育振興
I	43	体育振興

3. 球技場

A	33	国体に関係
B	28	全国大会用
C	37	国体に関係
D	45	体育振興

4. 運動広場

A	31	不明
B	15	不明
C	37	体育振興(河川敷)
D	40	体育振興(廃校利用)
E	40	体育振興
F	40	健康と体力・町民G
G	44	体育振興(廃校利用)

5. バレーコート

A	34	国体に関係
B	37	体育振興
C	27	体育振興
D	38	体育振興
E	40	体育振興(廃校利用)
F	38	体育振興

6. テニスコート

A	28	大会用(都市対抗)
B	34	国体に関係
C	28	大会用(都市対抗)
D	37	体育振興
E	39	体育振興
F	37	体育振興
G	38	体育振興
H	40	体育振興(廃校利用)

7. プール(屋外)

A	33	国体に関係
B	37	国体に関係
C	39	体育振興
D	40	体育振興
E	36	市民皆水
F	戦前	不明
G	41	河川の変化
H	41	河川の変化
I	40	河川の変化
J	32	体育振興
K	42	体育振興

8. 体育館

A	34	国体に関係
B	29	体育振興
C	38	体育振興

9. キャンプ場

A	26	青少年育成
B	40	小・中学生のため
C	40	行楽地として
D	40	行楽地として
E	42	青少年育成
F	43	青少年育成

※ 各施設ともA・B……は市町村の略設置年度、動機・目的の順序である。

表4 設置の時期及び動機・目的(2) (神・調)

施設	時期・動機・目的 合計	時期				動機・目的			
		戦前	20~29年	30~37年	38年以降	大会用	振興	その他	不明
陸上競技場	3	0	0	2	1	2	1	0	0
野球場	9	0	2	4	3	3	4	1	1
球技場	4	0	1	2	1	3	1	0	0
運動広場	7	1	0	2	4	0	4	1	2
バレーコート	6	0	1	2	3	1	5	0	0
テニスコート	8	0	2	3	3	3	5	0	0
プール(屋外)	11	1	0	4	6	2	4	4	1
体育館	3	0	1	1	1	1	2	0	0
相撲場	4	1	0	2	1	1	0	2	1
柔道場	4	0	1	3	0	0	2	2	0
剣道場	3	0	0	1	2	0	0	3	0
柔剣道場	2	1	0	0	1	0	1	0	1
弓道場	2	1	0	1	0	1	0	0	1
キャンプ場	6	0	1	0	5	0	0	6	0
山の家	1	0	0	0	1	0	0	1	0
ハイキングコース	13	0	0	0	13	0	8	5	0
サイクリングコース	6	0	0	6	0	0	6	0	0
ヨット場	1	0	0	1	0	1	0	0	0
射撃場	1	0	0	1	0	0	0	1	0

が多く、昭和20年代は主として青少年育成という線で固まり、30年~37年は国体の誘致には始まり、終了まで、38年以降に建設のものが社会体育の振興という文字で目につき、新しい意味での公共施設ともみられよう。

注

- (1) 48年度岡山県予算で査定された3ヶ所の model community は、小学校の学区程度の広さで、運動場、体育館、プール、公園などを中心に整備し、育成するという。
- (2) ① 昭和41年11月 国民生活審議会  
“将来の国民生活像”
- ② 昭和43年10月 自治省行政局  
“広域市町村圏” —新しい生活圏の行政—
- ③ 昭和43年11月 国民生活審議会調査部会  
“余暇問題の現状と将来の方向”
- ④ 昭和44年5月 経済企画庁  
“新全国総合開発計画”

- (3) 昭和50年を目標に、44年6月に策定されたもので、つぎの7圏域である。① 県南 ② 津山 ③ 真庭  
④ 阿新 ⑤ 井笠 ⑥ 英田 ⑦ 東備
- (4) (2)の② 総合的余暇行政の確立を目指して、指摘した対策の方向は、1. 余暇活動のための能力の開発、2. **community** における余暇活動の開発、3. 自然的余暇活動の開発である。
- (5) 明治の初期にわが国に移入されたのは、**sport** としてであり、現在、学習指導要領のなかでは、スポーツということばである。
- (6) 文部省体育局による設置者別の分類では、ほかに学校体育、大学高専体育、事業所、民間の営利、非営利の区別がある。また利用目的からは2つに別けられ、1つは公式競技会用のための、「特殊的施設」他の1つは住民の活動をより活潑にすることを目的とした「主体的施設」と呼んでいる。
- (7) 昭和45年4月、社会体育実態調査をはじめとおこない、そのなかで各種のスポーツ施設について報告した。
- (8) (7)の文部省体育局の調査と相呼応して行ない、その結果を「岡山県における社会体育」のなかで報告した。

#### 参考資料・文献

- (1)(2) 「生活の場における人間性の回復」序論、昭和44年9月、国民生活審議会 **community** 問題小委員会
- (3) 「地域生活の社会学」（現代社会学講座Ⅱ）Ⅴ、地域開発と社会変動 P.225

## Ⅱ **community** におけるスポーツ施設

**community** づくりの構想のなかでスポーツ施設がとりあげられている。これはスポーツそのものの認識が改められてきたことを意味しよう。そこで中央官庁における指針のなかから、そして県下の各市町村の振興計画のなかでのスポーツ施設の動向に注視したい。

(1) 望ましい国民生活の構図の1つとしてあげた生活環境のなかでは、一般に生活関連施設として、文教、医療・保健、供給、処理、Recreate などの施設のほか、購買など住居と直接かつ密接な関連を有する施設が数多く含まれており、その配置についても、とくに住宅を中心に一定の範囲で基準を作り、配置するよう望まれている。そして、これらのバランスがないときには、健全なる「近隣住区」も形成されないし、住宅の機能も十分発揮されず、福祉も向上しないものとしている。とくに公園については、人口の密度、土地利用の形態などによって、既成市街地および近隣地区における造成で留意すべきであり、また青少年の Recreation や自然との接触の場であるスポーツ施設の確保についても、大いにその必要なることを力説している。

(2) 都市化と生活圏の拡大の進展のなかで、それぞれの地域住民が、多様化し、高度化する欲求を満ちし、住民相互間の交流が図られる場として、**community** 施設を、とくに、**civil minimum** としてあげている。すなわち、生活施設のうち、利便性ないし快適性の評価から分類されるもので、その基礎的水準は、都市、農村をとわず、確保しなければならない性質のものである。また、生活圏の拡大に伴い、**community** 住民の生活行動の範囲は飛躍的に高まり、それにしたがって、**community** 施設も日常生活圏の範囲で完結することなく、中核的都市における広域共同施設や全国的機能をもつ高次圏施設との関連で選択的に配置することが、より効果的であると結んでいる。

(3) すべての国民が、いわゆる生涯体育を実践できるような諸条件を整備するための基本方針の具体的施策のなかで、とくに施設の整備充実をトップにあげている。そしてこれを段階的に実現する総合的計画を策定すべきであるとして、その整備基準を示している。

表5 生活圏内施設区分（全国総合開発計画・経済企画庁）

区 分	日常生活圏施設	広域生活圏施設 (広域共同利用施設)	高次圏域施設
教育訓練	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 初等職業訓練施設	養護学校, 盲学校ろう学校, 短大, 高等専門学校, 青年の家, 社会教育施設, 高等職業訓練施設, 農業研修センター, 自動車練習所	大学, 研究所, 臨海・林間学校, 国立青年の家, 総合技能センター, 特殊技術者養成所, 身障者職業訓練所
文 化	図書館, 児童文化会館	映画館, 総合図書館, 劇場, 展示場, 催場, 美術館, 音楽堂	国立劇場, 博物館, 資料館, 科学館
集 会	集会所, 公民館	文化センター, 市民会館, 勤労青少年ホーム, 結婚式場, 葬祭場	国際会議場, 国際文化センター
保健医療	診療所, 病院	総合的病院, 保健所, 救急医療センター	地方衛生研究所, 精神衛生センター, がんセンター, 医療センター
環境衛生	公衆浴場, 公衆便所, 理容所, 美容所	墓地, 火葬場, と殺場	
福 祉	保育所, 老人福祉施設, 児童館, 福祉センター, 児童遊園	特別養護老人ホーム, 精神薄弱者援護施設, 母子福祉施設, 身障者更生援護施設, 働く婦人の家, 中小企業福祉施設, 勤労者総合福祉センター	勤労青少年センター, 重度心身障害児施設, コロニー, リハビリテーションセンター, 厚生年金会館
体育, スポーツ, レクリエーション	児童公園, 近隣公園, 地区公園, 遊歩道, 体育館, 運動場, プール, 分区園	セントラルパーク, 森林公園, ゴルフ場, 総合運動場, 動植物園, 休養施設	公開庭園, 総合公園, 自然公園遊園地, スキー場, スケート場, キャンプ場, マリンセンター, 海水浴場, 保養地, キャラバンサイト, 休暇村, 農園, 国民保養温泉地, 自然遊歩道
買 物	スーパーマーケット, 商店街, 小売市場	ショッピングセンター, デパート	高級品専門店街
保安・防災	駐在所, 派出所, 緊急通報器, 消火せん, 防火用貯水そう, 消防署, 街灯, 避難広場, シャ断緑地, 雪害防除施設, 消毒施設	警察署, 特殊消防センター	

表6-1 日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準（保健体育審議会）

施設		人口規模			
		1 万 人	3 万 人	5 万 人	10 万 人
屋外運動場	運動広場	面積 10,000㎡ の運動広場 1か所	面積 10,000㎡ の運動広場 2か所	面積 10,000㎡ の運動広場 3か所	面積 10,000㎡ の運動広場 6か所
	コート	面積 1,560㎡ のコート 2か所	面積 2,200㎡ のコート 4か所	面積 2,200㎡ のコート 6か所	面積 2,840㎡ のコート 10か所
屋内運動場	体育館	床面積 720㎡ の体育館 1か所	床面積 720㎡ の体育館 2か所	床面積 720㎡ の体育館 3か所	床面積 720㎡ の体育館 5か所
	柔剣道場	床面積 200㎡ の柔剣道場 1か所	床面積 300㎡ の柔剣道場 1か所	床面積 300㎡ の柔剣道場 1か所	床面積 400㎡ の柔剣道場 1か所
プ ー ル		水面積 400㎡ のプール 1か所	水面積 400㎡ のプール 1か所	水面積 400㎡ のプール 2か所	水面積 400㎡ のプール 4か所



表6-2 広域生活圏における野外活動の施設（保健体育審議会）

1. 海水浴場	2. キャンプ場
3. サイクリングコース	4. ハイキングコース
5. スキー場	

(4) 岡山県下においては、教育委員会の長期総合計画のなかで、社会体育振興の具体策の1つとして施設の充実を急いでいる。また一方では、広域市町村圏（自治省）においても表現の差こそあれ、各圏域ともその振興計画のなかで、スポーツセンターの設立をあげている。さらに昭和45年からスタートした市町村振興計画でも、それぞれスポーツ施設を組み入れている。

注 (1) 将来の国民生活像

昭和41年11月 国民生活審議会

(2) 生活の場における人間性の回復

昭和44年9月 国民生活審議会 community 問題小委員会

(3) 体育スポーツの普及振興に関する基本方策

昭和47年12月 保健体育審議会

(4) 市町村振興計画は

1. 3年後を目指した実施計画
2. 昭和50年を目指した基本計画
3. 10年後を想定した将来像

と段階的に設定している。

### Ⅲ 要 約

Ⅰ現状とⅡ新しい構想との間にかかなりのへだたりがあるのは明らかである。そのあまりなるへだたりを埋めるには、かなりの努力が必要で、短期日の間に解決できるような単純な傾向のものではない。緻密なる整備計画をもって、しかも相当なる期間をあててのものでなければならぬはずである。ここにつきの諸点をあげて、施設づくりの構想の1つとしてまとめてみたい。

- 1 行政組織の一元化
- 2 生活圏に合せた計画
- 3 管理、運営を伴う施設

しかしながら、莫大な経費を必要とする施設の問題だけに、安易に取組める性格のものではなく、また簡単につくったり、こわせたりするものでない以上、現状では先ず第一として、学校施設の開放を、一時的なるものにせよ、強く望むものであり、そこに足場を築き、つぎの飛躍を目指すべきと考える。

◎ 学校施設の開放の現状

学校施設は県下の各スポーツ施設のなかで、絶対多数を占めている。現状からみて、とくに運動広場、プール、体育館を中心とする開放が促進されるべきであろう。一般に、地域住民のスポーツに対する欲求が高まり、その対策として、学校開放が叫ばれるのである。従って設置者側でも、管理者側でも、学校教育に支障のない限り、開放に踏み切らざるを得ない状況に到達しているといえよう。しかし、具体的に予算措置を講じたり、条例や規定などを設けるといふ段になると、必ずしも積極的態度にあるとはみられない。利用をめぐるマナーの問題や管

理・運営の面からみても、あえて前向きの姿勢にあるとはいえない。小・中学校での場合、すでに何らかの形で開放に踏み切っているが、高校では極めて消極的な状況にある。

小・中学校での開放は運動場が第一で、体育館がこれにつづくが、高校ではかなりの制限がある。また都市部の小学校はほとんど毎日と、積極的姿勢にあるものの、自校の児童だけと限定している状態である。一般の開放に際してはその手続きを必要としており、とくに中学校にその傾向が強い。農山村の学校では自由開放のところが多くなっている。

表8 学校施設の開放（県教委・調）

項目	(1) 開放								開放している学校数(N)	(2) 開放日				(3) 開放の対象			(4) 開放の手続き			(5) 申込みの手続き				
	1. 開放している	2. 開放していない	0. 無記不明	開放している内容				1. ほとんど毎日		2. とどき	3. とどき	0. 無記不明	1. 自校の児童・生徒だけ	2. 一般にひろく開放	0. 無記不明	1. 自由開放	2. 手続きを必要とする	0. 無記不明	1. 直接学校へ	2. 市町村教育委員会へ	3. 開放委員会へ	4. その他	0. 無記不明	
				ア 全体体育施設	イ 屋外運動場	ウ 屋内運動場	エ プール																	
小学校	533	391	141	1	114	334	105	60	391	78	78	220	15	81	300	10	66	316	9	280	75	3	11	22
	%	73.4	26.4	0.2	21.4	62.7	19.7	11.3	—	19.9	19.9	56.4	3.8	20.7	76.7	2.6	16.9	80.8	2.3	71.6	19.2	0.8	2.8	5.6
中学校	202	149	49	4	48	132	64	21	149	15	35	95	4	16	128	5	7	140	2	106	36	3	1	3
	%	73.7	24.3	2.0	23.8	65.3	31.7	10.4	—	10.1	23.5	63.7	2.7	10.7	85.9	3.4	4.7	94.0	1.3	71.1	24.2	2.0	0.7	2.0
高等学校	97	45	33	19	21	35	20	7	45	5	6	31	3	4	36	5	1	41	3	43	1	0	0	1
	%	46.4	34.0	19.6	21.6	36.1	20.6	7.2	—	11.1	13.3	68.9	6.7	8.9	80.0	11.1	2.2	91.1	6.7	95.6	2.2	0	0	2.2

### (1) 行政組織の一元化

community での施設の問題は国民の新しい生活環境と絡み合って、大きくクローズアップされている。自治省や経済企画庁では、体育・スポーツ施設を含めて生活環境条件の整備計画の策定として、建設省では都市計画による児童公園・緑地の整備、厚生省の自然公園、運輸省の観光事業、さらに労働省では勤労者や職場の福利厚生施設の充実の一環としてなど、多種多様であり、文部省による体育・スポーツの側面以外にもその価値を問わなければならない段階に来ているのである。そしてこれ程魅力あるといっても差支えないような存在なのであろう。しかしながら、現実には設置者や管理者の如何にかかわらず、それを利用するのは国民である。地域住民なのである。願わくは、いわゆる行政の縄張り争いというが如き様相ではなくして、周到なる計画のもとに、一元化した組織としてのまとまった方向を示すべきである。

### (2) 生活圏に合せた計画

町村の場合、単独で施設を計画することは甚だ困難な現状であろう。これはとくに日常生活圏にみ合う施設についていえるもので、莫大な経費を必要とするプール、体育館などに代表されるものである。

広域生活圏域での施設はこれほどではなく、最近ではスポーツセンターというが如き、総合施設の建設にその方向が求められている傾向があり、すでに市の段階では、計画のなかにそのいくつかは組み込まれてもいる筈である。また必要とするならば、競技大会用の施設はこの圏域で計画されるべきものである。

野外活動の施設を中心とする 高次圏域の施設は、絶対量そのものとしては少ないのであるが、前記の二生活圏域での施設に比べれば、それほどの不足感を感じない。野外活動の施設は一般に、民間の営利を目的としたものにその多くが集中しているので、閉鎖的色彩の濃い職場の施設は別として、公共の施設とはいっても、ややもすれば営利施設と同一視されがちである。そのためか公共施設は影を潜め、片隅に追いやられたかの如き微々たる存在となっている。ハイキングやサイクリングのコースなどに、公共施設としての整備が、とくに期待されるべきものである。

### (3) 管理・運営を伴う施設

管理・運営を伴う施設公共施設が地域で十分に活用されるためには、その規模に応じて、適切なる指導者を配し、積極的に地域住民へと働きかけることにもある。専任の管理者・指導者が公共施設で、とくに少ない<sup>(1)</sup>と明らかになっている現在、より強調されなければならないものである。さらに施設を中心としたプログラムサービスもまた実行されるべき性格のものである。この場合、地域の自発的なグループなどがその対象となり得ようし、照明設備の不備・不足などについても同じことがいえよう。

注 (1) “健康と体力” 1970年5月号—施設の整備と運営

表8 照明と指導者 (神・調)

施設	分 類		照 明		指 導 者		合 計
	あ	な	い	い			
	り	し	る	ない			
陸上競技場	1	2	2	1	3		
野球場	1	8	0	9	9		
球技場	1	3	1	3	4		
運動広場	0	7	0	7	7		
バレーボールコート	1	5	2	3	6		
テニスコート	0	8	0	8	8		
プール(屋外)	2	9	11	0	11		
体育館	4	0	0	4	3		
相撲場	0	4	3	1	4		
柔道場	3	1	2	2	4		
剣道場	3	0	2	1	3		
柔剣道場	1	1	1	1	2		
弓道場	1	1	1	1	2		
キャンプ場	1	5	1	5	6		

本小論は公共スポーツ施設の現状を明らかにして、今後の community づくりの手掛かりの一方となるべくまとめたもので、今回はとくに県下の施設にその焦点を合せたものである。この施設に関しては、現状より後退することはほとんどといってよい程あり得ないことである。絶えず前進しているのである。そのため資料の不備は覆い難いものがある。引用した多くは、昭和45年に文部省体育局および岡山県教育委員会が行なった実態調査のあと、その整理をかねて、翌46年、追跡調査をしての結果のものであることを最後に付記する。